

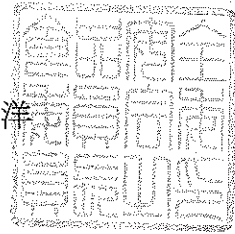


府食第411号  
令和2年5月19日

農林水産大臣  
江藤 拓 殿

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和2年5月14日付け2消安第764号をもって農林水産大臣から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回意見を求められた事項は、家畜伝染病予防法（昭和25年法律第166号）第2条第1項の規定に基づき、同法施行令（昭和28年政令第235号）第1条の表を改正し、同表に規定する家畜伝染病の名称を変更すること及び同法第4条第1項の規定に基づき、同法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第2条の表を改正し、同表に規定する届出伝染病の名称を変更することといういずれも食品の安全性確保とは直接関連のない形式的な改正であることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

以上